

ID: 1686

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	開発許可を受けた開発区域内の土地における公告前の建築物の建築等の特例承認 (第93条第1項において市町村の長が処理することとされる都市計画法第37条ただし書の適用)		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第93条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 適用する都市計画法第37条の規定による。 (建築制限等) 第37条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、この限りでない。 (1) 当該開発行為に関する工事用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障がないと認めたとき。 (2) 第33条第1項第14号に規定する同意をしていない者が、その権利の行使として建築物を建築し、又は特定工作物を建設するとき。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日